

介護医療院

重篤な身体疾患を有する方や身体合併症を有する認知症高齢者の方等に長期療養等を行います。

【標準的な利用者負担額の例】(1月あたり)定員31人以上、利用者負担第4段階：住民税の課税がある者、1割負担の場合
※下表の食費の金額は、令和8年8月からの基準費用額の引き上げを反映したものです。

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室
介護サービス費用の 割負担分	要介護1	24,990円	21,630円	25,500円	
	要介護2	28,290円	24,960円	28,800円	
	要介護3	35,460円	32,100円	35,970円	
	要介護4	38,490円	35,160円	39,000円	
	要介護5	41,250円	37,890円	41,760円	
食費			46,350円		
居住費		13,110円	51,840円		61,980円

	認定区分	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室
利用者負担 計	要介護5	100,710円	136,080円	139,950円	150,090円

施設サービスの利用にあたって

- 施設入所を希望する場合は、施設に直接申し込み、入所契約を行います。居宅介護支援事業所のケアマネジャー(介護支援専門員)に紹介してもらうこともできます。
- 各施設サービスに記載してある【標準的な利用者負担額】は、1ヶ月を30日として計算した場合であり、地域や各施設の職員配置割合、各種加算などによって実際の負担額は変わります。
また、このほかに日常生活費(理美容代など)や特別なサービスを受けた場合の実費等がかかります。
- 所得の低い人に対しては、食費・居住費の自己負担額に上限が設けられており、この上限を超えた額は補足給付(特定入所者介護サービス費)として支給されます。この制度を利用するには、事前に「負担限度額認定証」の交付を受け、施設事業所に提示する必要があります。
市町村窓口でご相談ください。(P11参照)

その他の高齢者福祉施設

養護老人ホーム

原則65歳以上の人で、家族や住居の状況等の環境上の理由及び被保護世帯(生活保護法による保護を受けている者)や市町村民税所得割非課税世帯に属する等の経済的な理由により、在宅において生活することが困難な場合に、市町村の措置により入所させ、養護する施設です。

入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導その他の援助を行うことを目的として、地方自治体や社会福祉法人により設置・運営されています。

軽費老人ホーム

低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に、低額な料金で利用していただく施設です。

給食サービスがついている「A型」と自炊が原則の「B型」、さらに、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなどの工夫された住宅としての機能があり、給食等のサービスを提供する「ケアハウス」の3つの区分があります。

群馬県内には、A型とケアハウスがあり、原則として群馬県内に1年以上住んでいる方が対象です。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。

施設の職員が直接介護サービスを提供する「介護付」、介護認定を受けたら退去しなければならない「健康型」、入居者が選択した外部サービスを利用する「住宅型」の区分があります。

なお、県内のサービス付き高齢者向け住宅については、全て有料老人ホームとしても該当しています。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者を入居させ、状況把握サービスと生活相談サービスのいずれも提供する住宅です。

原則として、60歳以上の高齢者又は要介護・要支援認定を受けた60歳未満の方が対象です。